玉名市カーボン・マネジメント強化事業支援業務
プロポーザル（公募型）実施要項

1　事業の趣旨及び目的

本事業は、環境省が実施する平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）（以下「カーボン・マネジメント事業」という。）の採択を受けて実施する。

カーボン・マネジメント事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、地方公共団体が保有する省エネルギー化を促進し、それによって政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としている。

玉名市では、本事業実施により、政府の地球温暖化対策計画の目標等と比べ遜色ないものとして強化・拡充すべく、市施設ごとの温室効果ガス排出量等を調査・分析し、省エネルギー設備等の導入を行うための計画策定及びカーボン・マネジメント体制の整備・強化に向けた事務事業編の改定等を行う。

そこで、委託事業者の選定にあたり、上記の目的を計画的に効率よく進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を選定するべくプロポーザル方式により提案を募るものである。

2　業務の概要

（１）業務名

玉名市カーボン・マネジメント強化事業支援業務

（２）業務内容

別紙仕様書のとおり

（３）委託期間

契約の締結日から平成３０年２月９日（金）まで

（４）事業費上限額

９，９８０千円（消費税及び地方消費税額を含む）

3　委託者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）平成２９・３０年度玉名市入札参加資格者一覧表に登録されていること。

（３）過去３年以内（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間）に地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の支援業務、地方公共団体における地球温暖化対策、省エネルギー診断及び温室効果ガス排出算定等の環境コンサル業務のいずれかの実績があること。

（４）公募開始日から契約締結までの期間に、玉名市において指名停止措置を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 44 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

5　スケジュール（予定）

（１）実施要項の公開	平成２９年７月　４日（火）
（２）質問書の受付	平成２９年７月　４日（火） 平成２９年７月１３日（木）正午必着
（３）質問に対する回答	平成２９年７月１８日（火）まで
（４）企画提案書等の受付	平成２９年７月２８日（金）午後５時必着
（５）プレゼンテーション審査	平成２９年８月１０日（木）
（６）審査結果の通知	平成２９年８月１７日（木）を予定

6　質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

（１）質問の受付

①提出書類　質問書（様式４）

②提出期間　平成２９年７月４日（火）
～平成２９年７月１３日（木）正午必着

③提出方法　電子メールにより送付すること。

（２）質問に対する回答

質問のあった事項についての回答は、順次ホームページに掲載するとともに、プロポーザル参加者全員に電子メールにて回答する。

7　企画提案書等の提出

（１）提出書類

提出書類		内容	様式
1	参加申込書	様式にしたがい記載する。	様式１
2	企画提案書	仕様書「３．業務内容」に示す内容に沿って①～⑤ごとに作成する。 提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。 なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。	様式自由
3	業務工程表	業務のスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成する。	様式自由
4	業務実施体制調書	本業務の実施体制について記載する。	様式２
5	類似業務実績調書	地方公共団体におけるカーボン・マネジメント強化支援事業、環境基本計画策定業務、地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の策定支援及び省エネ診断等に類する業務の受託実績について記載する。	様式３
6	見積書	仕様書の項目ごとに経費を積算した内訳書を添付すること。	様式自由

（２）記入方法　提出書類は、Ａ４版（縦横問わず）で統一して作成すること。（作成済みのパンフレット等を除く。）

（３）提出部数　８部（正本１部、副本７部（複写可））

（４）提出期限　平成２９年７月２８日（金）午後５時（必着）

（５）提出方法　持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出すること。

（６）提出場所　末尾記載の問い合わせ先と同じ。

8　審査及び選定方法

（１）審査方法

審査は、１次審査（書類審査）、最終審査（プレゼンテーション及び質疑応答）により行うものとする。

①１次審査（書類審査）

応募者が５者以上の場合、企画提案書及びその他提出書類に基づく１次審査（書類審査）を実施し、最終審査対象者を４者選定する。ただし、応募者が４者以下の場合は、１次審査を省略することがある。審査結果は平成２９年８月３日（木）までに電子メールで通知する。

②最終審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

最終審査は、次の要領で実施する。

・最終審査を行う順番は、応募受付順とする。
・プレゼンテーションの出席者は、３名以内とする。
・プレゼンテーションの時間は２０分、質疑の時間を１０分とする。
・プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は参加者において準備すること。

（２）選定方法

①選定は、玉名市で設置する選定委員会において、「審査基準」に基づき企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

②プロポーザル参加者が１者のみの場合であっても、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

③選定結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。なお選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

（３）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

②本実施要項に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合。

③見積書の金額が２（４）の事業費上限額を超える場合。

④その他評価の公平性や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

９　契約手続

（１）審査により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

（２）企画提案書に盛り込まれた内容のうち、本市が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。

（３）契約にあたっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

（４）委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

（５）契約は、カーボン・マネジメント事業の交付決定後に締結する。

１０　企画提案書等の取扱い

（１）提出された企画提案書等は、返却しない。

（２）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

（３）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

（４）企画提案書及び見積書については、１者につき１提案に限る。

（５）企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない（市から指示があった場合を除く）

１１　その他

（１）本公募型プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

（２）提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

（３）電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

１２　問い合わせ先

（１）所 在 地　　〒８６５－８５０１　熊本県玉名市岩崎１６３番地

（２）担当部署　　玉名市建設部営繕課（市役所本庁舎２階）

（３）担 当 者　　亀丸、前川

（４）電話番号　　０９６８－７５－１３１１（直通）

（５）Fax 番号　　０９６８－７５－１２２１

（６）電子メール　eizen@city.tamana.lg.jp